

船舶を錨止めして行う釣りの禁止（島根海区漁業調整委員会）

島根海区漁業調整委員会指示第6-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、船舶を錨止めして行う釣りについて、次のとおり指示する。

令和7年3月28日

島根海区漁業調整委員会会長 中 東 達 夫

1 制限の内容

島根県出雲市大社町トモ島最高頂点を中心として半径1,500メートルの線によって囲まれる海域（出雲市大社町日御碕神社浜の鳥居南端、同町小亀島最高頂点及び神戸川河口中央の各点を順次に直線で結んだ線とトモ島最高頂点を中心として半径1,500メートルの線とによって囲まれる小亀島東側の扇型海域を除く。）において漁業者及び遊漁者は船舶（ゴムボート及び手こぎボートを含む。）を錨止めして釣りを行ってはならない。ただし、毎年6月15日から10月31日までの期間内について、島根海区海面利用協議会会長の承認をあらかじめ受けた場合は、この限りでない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。